**平成２６年（フ）第５５０号**
埼玉県所沢市緑町１丁目１番10―305号　パストラーレハイム
破産者　織田純一郎
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第１４２号**
長野県東御市田中221番地１
破産者　大野　英雄
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２６年（フ）第５５０号**
静岡市清水区駒越中２丁目７番６号
破産者　横井　知子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５５２号**
静岡市駿河区小鹿１丁目68番26―205号
破産者　紙谷　慶子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５７２号**
静岡市駿河区小鹿１丁目68番26―205号
破産者　紙谷　季良
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２１２８号**
名古屋市中川区荒子２丁目25番地　アメニティ・コーワ103号、従前の住所名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
破産者　川嵜ますみ
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１５７２号**
愛知県春日井市牛山町781番地２　牛山雇用促進住宅６棟308号
破産者　長谷川邦雄
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１７９３号**
愛知県あま市甚目寺郷浦151番地
破産者　荒木紀容至
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１８８４号**
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　35号棟110号室、従前の住所名古屋市千種区竹越１丁目２番24号
破産者　大坪　豊作
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１９８２号**
名古屋市中村区長筬町５丁目17番地　第１ＫＭマンション３Ｄ号、従前の住所名古屋市中村区太閤通７丁目１番地　太閤公団905号
破産者　リキ交通こと　渡邊　　力
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２６７号**
鹿児島県鹿児島市吉野町815番地５
破産者　東　　裕一
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第９１号**
宮崎県宮崎市村角町宮崎牟田64番地５　ドミールＡＢ102号
破産者　楠原　一清
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２４年（フ）第９２号**
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1548番地４
破産者　楠原マリ子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第３５５号**
旭川市緑が丘南２条２丁目10番５号
破産者　山内めぐみ（旧姓大野）
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１４７号**
釧路市桜ケ岡７丁目11番５号
破産者　越後　太一
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第２４号**
千葉県四街道市大日252―52　プレジール大日102号、住民票上の住所青森県むつ市大畑町湊村58番地１
破産者　第58花咲丸こと　尾鷲　茂信
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２５号**
青森県むつ市大畑町湊村58番地１
破産者　尾鷲　直子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１４０号**
青森県八戸市長者２丁目５番33号　グリーンハイツ203号
破産者　櫻井コユキ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
秋田県横手市十文字町腕越字山道端35番地２　上掄住宅７－２号
破産者　**藤**井　　博
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部